

システム販売における原木選別機を使用した直送システムについて

1 原木選別機検知業務について

- (1) 原木選別機の使用料については、協定者の負担とすること。なお、原木選別機を保有していない協定者については、取引先等の原木選別機を利用することが出来る証明書類を提出すること。
- (2) 協定者は、素材の日本農林規格に基づき検知業務を行い、樹種、長級・径級、品等格付け及び本数を測定し、記録した任意の帳票を速やかに森林管理（支）署長へ提出すること。
なお、素材への表示は省略できるものとする。
- (3) 検知結果は桤完成毎又はトラック 1 車毎とし、搬入後 7 日以内に森林管理（支）署長へ通知するものとする。
- (4) 山元土場から搬出後、引渡完了までの素材の保管は協定者の責任において行う。なお、故意又は過失により、滅失若しくは損傷したときは、国有林野事業林産物売買契約約款第 48 条に基づき、森林管理（支）署長が算定する金額を損害賠償として指定した期間内に納付しなければならない。

2 運材について

- (1) トラックへの素材積込み、運搬については小班毎に行い、混載はしないこととする。
ただし、確実に区分できる場合はその限りではない。
- (2) 素材の運搬に当たっては、森林管理（支）署長の指名する者から封印を受けなければならない。
- (3) 封印は、積込完了後、バンド等により荷締めを行い、レバー等のリリース時に緩む（動かさなければリリースできない）箇所に対し、森林管理（支）署長が定める方法により施すこと。また、積載状況及び封印状況が確認できるよう、山土場及び製材工場等において写真撮影を実施すること。撮影にあたっては、封印の状態及びトラックナンバーが明確に写るよう留意し任意の様式により報告すること。
- (4) トラック 1 車毎に積載本数を任意様式に記録し、運搬後速やかに森林管理（支）署長へ提出すること。

3 原木選別機の精度の確認について

納材日毎に原木選別機の点検整備記録簿を森林管理（支）署長へ提出し、精度の確認を受けること。

4 素材の保管及び引渡しについて

- (1) 素材は、引渡しが実施されるまでの間、安全に保管しなければならない。
- (2) 概算販売の場合については、検査合格をもって引渡しとなる。
- (3) 普通販売の場合については、検査合格後に売買契約を締結し、代金納入完了をもって引渡しとなる。